

黒石市美術施設検討委員会規則をここに公布する。

令和5年6月30日

黒石市教育委員会教育長 山内 孝行

黒石市教育委員会規則第3号

黒石市美術施設検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市附属機関の設置に関する条例（平成9年黒石市条例第1号）第3条の規定に基づき、黒石市美術施設検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、美術施設の整備及び運営に関し必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化団体の代表
- (2) 小学校、中学校及び高等学校の教員
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が新たに組織された場合の最初の会議は、教育長が招集する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。